

平成17年6月28日
経済産業省

フロン回収破壊法に基づく平成16年度のフロン類の 破壊量の集計結果について（環境省同時発表）

今般、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収破壊法」という。）に基づき、フロン類破壊業者から平成16年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成16年度のフロン類の破壊量は約2,976トンであり、平成15年度の破壊量と比較して約23%の増加となっています。

経済産業省としては、今後ともフロン類の回収、破壊が徹底されるよう、取組を推進してまいります。

1. 破壊量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成16年度におけるフロン類の破壊量は約2,976トンであり、平成15年度の破壊量と比較して約23%の増加となった。フロン類の種類別に見ると、CFC（クロロフルオロカーボン）が約954トン、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）が約1,604トン、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が約418トンであった。

2. 特定製品別の引取量

フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）が約2,490トンで平成15年度に比べて約23%の増加となった。第二種特定製品（カーエアコン）は約456トンで平成15年度と比べて約10%の増加となった。

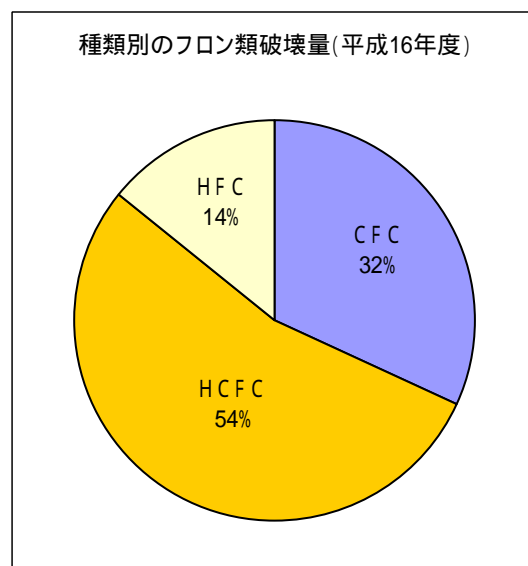
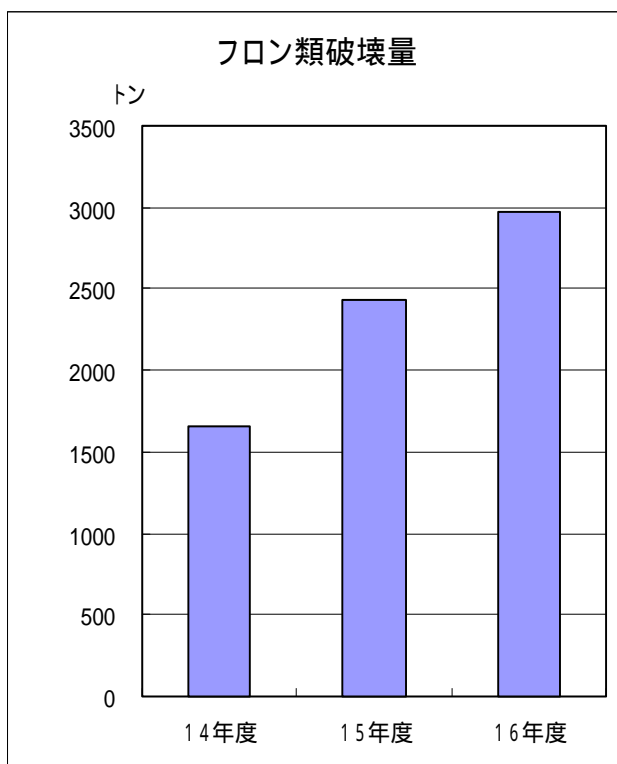
カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されている。

破壊量等の報告の集計結果

(単位 k g)

		C F C	H C F C	H F C	合計
年度当初の保管量		10,123	50,513	6,538	67,175
引 取 量	第1種(業務用冷凍空調機器)	718,578	1,575,308	195,901	2,489,787
	第2種(カーエアコン)	235,033		221,016	456,048
	合計	953,610	1,575,308	416,917	2,945,835
破壊した量		953,814	1,604,094	418,120	2,976,028
年度末の保管量		9,919	21,727	5,335	36,982

小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



(注)

C F C (クロロフルオロカーボン) - いわゆるフロン的一种。冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。また、強力な温室効果ガスである。

H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン) - いわゆるフロン的一种。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の削減規制対象物質である。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。

また、強力な温室効果ガスである。

HFC（ハイドロフルオロカーボン） - 代替フロン的一种。オゾン層破壊効果はないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担当者：片桐補佐、川端係長

電話：03 - 3501 - 1511（内線 3711～6）

03 - 3501 - 4724（直通）

(参考1：平成15年度のフロン類破壊量等の集計結果)

(単位kg)

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	7,436	52,548	2,629	62,613
引き取った量				
第1種(業務用冷凍空調機器)	367,151	1,464,625	188,073	2,019,848
第2種(カーエアコン)	262,507	0	151,201	413,708
引き取った量の合計	629,658	1,464,625	339,274	2,433,556
破壊した量	626,970	1,466,628	335,364	2,428,962
年度末の保管量	10,123	50,501	6,538	67,162

平成15年度のフロン類の破壊量及び年度末の保管量を誤って報告していた業者があったので、昨年度公表した値を修正し、本表のとおりとした。

小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考2：今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)及び第二種フロン類回収業者(カーエアコン関係)からの平成16年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてにそれぞれ7月末、9月末までに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表していく予定である。

(参考3：フロン回収破壊法における今回の発表の位置付け)

フロン回収破壊法が第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)について平成14年4月から施行され、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。第二種特定製品(カーエアコン)については、平成14年10月から施行されてきたが、平成17年1月1日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)が本格施行されたことから、この日より前に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていたカーエアコンについてはフロン回収破壊法に基づき、この日以降に引き渡されたものについては自動車リサイクル法に基づき、冷媒フロン類の回収が行われている。

フロン回収破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(法第34条第3項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとする(法第46条)。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成16年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものである。カーエアコンについては、フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法に基づいて回収されたフロン類の合計の破壊量等となっている。

なお、平成17年6月現在で、79の破壊業者が主務大臣により許可を受けて、フロン類の破壊を行っている。

(参考4：フロン回収破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。